

厚生労働省より院内掲示が義務付けられている手術実施件数
（医科点数表第 2 章第 1 0 部手術の通則 5 及び 6 に掲げる手術）
（対象期間：令和 7 年 1 月～令和 7 年 1 2 月）

区分		区分名	件数
区分 1	ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	1
	イ	黄斑下手術等	2
	ウ	鼓室形成手術等	0
	エ	肺悪性腫瘍手術等	0
	オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0
区分 2	ア	靱帯断裂形成手術等	2
	イ	水頭症手術等	3
	ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
	エ	尿道形成手術等	0
	オ	角膜移植術	0
	カ	肝切除術等	19
	キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0
区分 3	ア	上顎骨形成術等	0
	イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
	ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
	エ	母指化手術等	0
	オ	内反足手術等	0
	カ	食道切除再建術等	0
	キ	同種死体腎移植術等	0
区分 4		胸腔鏡下手術、腹腔鏡下手術	219
その他	ア	人工関節置換術	7
	イ	乳児外科施設基準対象手術	0
	ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	14
	エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術	0
	オ	経皮的冠動脈ステント留置術（急性心筋梗塞に対するもの）	0
		経皮的冠動脈ステント留置術（不安定狭心症に対するもの）	7
		経皮的冠動脈ステント留置術（その他のもの）	8
		経皮的冠動脈粥腫切除術	0
		経皮的冠動脈形成術（急性心筋梗塞に対するもの）	0
		経皮的冠動脈形成術（不安定狭心症に対するもの）	2
		経皮的冠動脈形成術（その他のもの）	1

大腿骨近位部骨折後 4 8 時間以内の手術	43
-----------------------	----